

〔事案 29-20〕入院給付金支払請求

・平成 30 年 2 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

3 回の入院について給付金を請求したところ、3 回目の入院については 2 回目と同一として入院見舞給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

受傷による角膜縫合および抜糸のために 3 回入院したため、平成 24 年 6 月に契約した医療保険に基づき給付金を請求したところ、それぞれの入院について入院給付金が、また 1 回目と 2 回目の入院について入院見舞給付金が支払われたが、3 回目の入院については 2 回目の入院と合わせて 1 回の入院とみなされ、入院見舞給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院見舞給付金を支払ってほしい。

(1) 2 回目の入院の前に、募集人に対して、2 回目と 3 回目の入院で支払われる給付金について尋ねたが、その際に募集人から、3 回目の入院は 2 回目の入院と 1 回の入院とみなされ、入院見舞給付金は支払われないことについて説明がなされなかった。もしその説明を受けていれば、3 回目の入院・手術はもっと先にして、給付を受けることができた。

<保険会社の主張>

(1) 約款の規定により、2 回目と 3 回目の入院は 1 回の入院とみなされるため、3 回目の入院は、入院見舞給付金の支払対象とならない。

(2) 募集人が申立人から 2 回目の入院の前に照会を受けたのは、手術給付金と入院給付金の支払いの有無のみで、入院見舞給付金の支払いについては照会を受けておらず、募集人は誤った回答をしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金に関する説明時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、3 回目の入院に関する入院見舞給付金の支払いは約款上認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 申立人と募集人との LINE の内容を踏まえると、申立人は、入院見舞給付金について具体的に尋ねてはいないが、2 回目と 3 回目の入院の給付金について「前回と同じだけ出るということですね」と書いており、1 回目の入院と 2 回目・3 回目の入院では支払われる入院給付金等の金額は同じであると理解したものと推測される。実際には、3 回目の入院では入院見舞給付金が支払われないので差額が発生するが、募集人は、その後の申立人とのやりとりにおいても、その点については何も触れていない。以上を踏まえると、募集人の対応は必ずしも適切なものとは言えず、申立人において誤解を生む可能性のあるものであったことは否定できない。

(2)角膜の抜糸は、角膜の状態を確認しながら慎重に行うため、抜糸の回数は複数回に分けて行われることが多く、感染さえなければ、1回目の抜糸から2回目の抜糸までの期間を長くする方が安全であるとされている。手術は医学上適切な時期に行うべきものであって、手術を行う時期を給付金の支払額等によって決めるべきものではないが、手術を行うことのできる時期に幅がある場合に、給付金の支払額が手術の時期について当事者の判断に影響を与えることもあり得ないとまでは言えない。